

1 概要

調査日	令和3年11月12日
-----	------------

2 調査事項(各法令等の基準を参考に福島県が抽出)

○放射性物質汚染対処特措法に基づく埋立処分基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 埋立処分の方法	■	□	
2 最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を7日に1回以上測定・記録	■	□	
3 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止	■	□	
4 生活環境保全上の必要な措置	■	□	
5 廃酸・廃アルカリの埋立処分の禁止	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし
6 公共用水域と遮断されている場所以外での埋立処分の方法	■	□	
7 浸出液による公共用水域汚染防止措置	■	□	
8 記録及び特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面の作成、最終処分場の廃止までの間、保存	■	□	
9 1日の埋立作業を終了する場合の措置	■	□	

○最終処分基準省令に基づく構造基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 地滑り防止工又は沈下防止工の設置	■	□	
2 廃棄物処分場の表示等	■	□	
3 周囲に囲いの設置	■	□	
4 廃棄物流出防止のため、擁壁、えん堤等の設置	■	□	
5 浸出液による公共用水域汚染防止措置	■	□	
6 地表水流入防止のための開渠等の設置	■	□	

○最終処分基準省令に基づく維持管理基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 廃棄物の飛散・流出防止	■	□	
2 悪臭の防止	■	□	
3 火災発生の防止、消火設備の具備	■	□	
4 ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止	■	□	
5 廃棄物処分場の表示等の管理、変更の場合の書き換え	■	□	
6 囲いによる立入防止、埋立地範囲の明確化	■	□	
7 擁壁等の定期的な点検、損壊の防止措置	■	□	
8 遮水工が損傷するおそれがある場合、表面を砂等に被覆	■	□	
9 遮水工を定期的に点検、遮水効果が低下するおそれがある場合、速やかに回復措置	■	□	
10 地下水の水質検査(測定・記録)	■	□	
11 地下水検査の結果、水質の悪化の場合、原因	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし

調査事項	適	不適	特記事項
調査・必要な措置			
12 浸出液処理設備の維持管理	■	□	
13 導水管等の防凍措置の定期的な点検、異状を認められた場合には、措置	■	□	
14 開渠等の機能の維持、開渠に堆積した土砂等の除去	■	□	
15 通気装置設置による埋立地発生ガスの排除	■	□	
16 残余の埋立容量測定・記録→1回／年以上	■	□	
17 次の記録及び石綿含有廃棄物を埋め立てた位置を示す図面の作成、最終処分場の廃止までの間、保存 ・ 埋め立てられた廃棄物の種類及び数量 ・ 維持管理のための点検、検査その他の措置	■	□	

○廃棄物処理法施行令に基づく埋立処分基準

調査事項	適	不適	特記事項
1 浄化槽汚泥・し尿 (1) し尿処理施設において焼却・熱分解 (2) し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を含水率85%以下 (3) し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を焼却設備により焼却、熱分解設備により熱分解	□	□	該当なし
2 特定家庭用機器一般廃棄物 規定により再生・処分	□	□	該当なし
3 石綿含有一般廃棄物 (1) 一定の場所、分散しないように行う (2) 飛散・流出の防止のため、その表面を土砂で覆う等の措置	■	□	
4 石綿含有一般廃棄物の処分・再生による廃棄物 規定の基準に適合	■	□	
5 特別管理一般廃棄物及び処分・再生による廃棄物(施行令別表第1に掲げるばいじん、燃えがら、感染性廃棄物) 規定の基準に適合	□	□	今回未確認
6 ばいじん、燃えがら、その処理物 (1) 水分を添加、固型化、こん包する等の措置 (2) 運搬車の洗浄等 (3) 表面を土砂で覆う等の措置	■	□	

※最終処分基準省令との重複項目については、除く。

○生環条例に基づく排水基準

調査事項	適	不適	特記事項
排水基準の適合 自主測定の実施	■	□	

3 調査時の様子



埋立地内の状況

廃棄物が飛散しないよう収納容器に密閉したうえで埋め立てられていた。



ミストの散布

粉じんの飛散防止のため、ミストの散布が実施されていた。



雨水の排除状況

雨水の浸入を防ぐため、埋立作業を行っていない埋立地に遮水シートが掛けられ、シート上に溜まった雨水は、ポンプにより側溝へ送液していた。



土堰堤遮水工の状況

10段目土堰堤の遮水工工事が行われていた。